

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院業務方法書(案)

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の業務運営等に関する規則第2条の規定により地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により旭市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(業務)

第3条 法人は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款（以下「定款」という。）第16条の規定により次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 救急医療、高度急性期医療をはじめとする医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する者の研修を行うこと。
- (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること。
- (5) 医療に関する地域への支援を行うこと。
- (6) 災害等における医療救護を行うこと。
- (7) 看護師養成事業を行うこと。
- (8) 介護事業を行うこと。
- (9) 福祉事業を行うこと。
- (10) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第4条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率

的にその業務を遂行することができると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

- 2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結する。

(契約の方法)

第5条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により行うものとする。

- 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法により行うものとする。

(その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。

附 則

この業務方法書は、平成28年4月1日から施行する。